

令和 7 年度
6 年次研修の手引

和歌山県教育委員会

目 次

I	実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	実施要項細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III	研修内容等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
IV	受講に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

I 実施要項

6 年次研修実施要項

和歌山県教育委員会

1 目的

6 年次研修は、採用 6 年目の教員に対して、今後の教職生活に必要となる専門的な能力、若手教員への指導力、同僚と協働して課題を解決する力等の育成及び向上を図ることを目的とする。

2 対象

採用 6 年目の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭等
(養護教諭及び栄養教諭を除く。)

3 研修内容

和歌山県教育センター学びの丘（以下、「教育センター学びの丘」という。）が別に定める研修内容により、教育センター学びの丘における研修（校外研修）を 2 日間実施する。

4 実施要項細則

研修に関する必要な事項については、「6 年次研修実施要項細則」で定める。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育センター学びの丘が定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 実施要項細則

6 年次研修実施要項細則

和歌山県教育委員会

1 趣旨

この細則は、6 年次研修実施要項に定めるもののほか、6 年次研修の実施に必要な事項を定め、研修の円滑な実施に資する。

2 対象教員

令和 2 年度に本県の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭等に採用された者。

※ただし、休職、停職、休業、休暇等にある者、長期研修等により所属校を離れている者等、本研修を受講できない者については、欠席手続をもって対象教員から除く。

3 研修区分等

教育センター学びの丘における研修（校外研修）は、次のとおりとする。

研修区分	日数	研修内容
共通研修	2 日	・これまでの教職キャリアの振り返り ・教職 6 年目教員の役割 ・授業改善について ・教育における今日的課題 ・服務規律と綱紀の厳正保持について ・地域とともにある学校について ・教育と福祉の連携について ・指標活用について

Ⅲ 研修内容等〔細則 3 関係〕

共通研修〔2 日〕

研修名	展開・実施日	会場	研修内容		方法	講師
共通研修①	紀南 7 / 3 (木)	学びの丘 多目的ホール	午前	これまでの教職キャリアの振り返り	講義 演習	学びの丘指導主事
				教職6年目教員の役割		
	紀北 7 / 1 (火)	和歌山市北コミュニティセンター 多目的ホール	午後	児童生徒理解に基づく支援について	講義 協議	教育相談主事
				人権教育の推進について	講義 協議	人権教育推進課 指導主事
				授業づくりについて	協議	学びの丘指導主事
共通研修②	全県 12 / 12 (金)	所属校 (ウェブ会議システムを 活用した遠隔研修とし て実施)	午前	授業改善について	講義 協議	学びの丘指導主事
				授業改善についての具体的な取組 の発表	発表 協議	上記指導主事
			午後	教育と福祉の連携について	講義	社会福祉課
				服務規律の遵守と綱紀の厳正保持 について	講義	人事主事
				地域とともにある学校	講義	社会教育主事
				学び続けるために－指標活用－	講義 協議	上記指導主事

Ⅳ 受講に当たって

受講に当たっては、次の7点に留意してください。

- 1 校外研修の内容等については、「全国教員研修プラットフォーム」においてシラバスとして示しています。必要に応じて準備物等の連絡事項も記載します。また、このシラバスは、「旅行命令簿」に添付する文書にもなります。適時更新しますので、受講前には必ず確認してください。

なお、研修に係る資料を研修日の2日前を目途に掲載します。各自でダウンロードし研修当日持参してください。

- 2 開講時刻に注意し、余裕をもって会場に到着してください。
- 3 研修を遅刻する場合は、必ず管理職を通じて、教育センター学びの丘研修課まで連絡してください。

○連絡経路

【小・中学校】

管理職が、市町村（学校組合を含む。）教育委員会に連絡する。その後、教育委員会担当者が、教育センター学びの丘研修課に連絡する。

【県立学校（県立中学校を含む。）】

管理職が、教育センター学びの丘研修課に連絡する。

- 4 研修の欠席及び変更については、**事前の相談が必要です**。欠席等の手続きは次のとおりです。

【小・中学校】

①管理職が、市町村（学校組合を含む。）教育委員会に連絡する。その後、教育委員会担当者が、教育センター学びの丘研修課に連絡の上、協議を行う。

②欠席が確定した場合、教育委員会担当者は、管理職に欠席届の手続きに係る対応について連絡する。

変更が確定した場合、教育委員会担当者は、管理職に変更願の手続きに係る対応について連絡する。

【県立学校（県立中学校を含む。）】

①管理職が、教育センター学びの丘研修課に連絡の上、協議を行う。

②欠席が確定した場合、管理職が、欠席願の手続きを行う。

変更が確定した場合、管理職が、変更願の手続きを行う。

- 5 警報発表時の取扱いについては、ウェブページ「警報発表等に伴う研修の取扱いについて」で確認してください。
- 6 研修にふさわしい服装で受講してください。また、教育公務員として適切な言動に留意してください。
- 7 研修での自身の学びを振り返り、今後の教育活動にどのように生かしていくのかを省察することが重要です。その記録となる振り返りシートは、研修受講後1週間を目途に、「全国教員研修プラットフォーム」において入力してください。